

令和7年 7月 20日

チーム代表者 各位

茨城県バスケットボール協会 U12 部会
部 会 長 横 山 信 行

スポ少関連大会の指導者資格の取扱いについて

平素より、当部会の活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、茨城県スポーツ少年団が主催する「関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会茨城県予選大会」及び「茨城県スポーツ少年団スポーツ大会」について、次年度から、参加資格について、次のとおり追記する予定です。特に指導者につきましては、スポーツ少年団登録システムにおいて、指導者として登録されているものの、「スポーツ少年団の理念を学習した者」に該当しない方が在籍していることが懸念されます。

つきましては、各チームにおいて、スポーツ少年団の理念を学習した者が在籍していない場合は大会参加に大きな支障となりますので、本年度開催される次の講習会のいずれかを受講していただき、指導者資格を充足させてください。

なお、スポーツ少年団の指導者資格の詳細については、別紙「スポーツ少年団関係大会での指導者資格について」をご参照ください。

参 加 資 格

(1) 指導者（監督・コーチ）

- ① 日本スポーツ少年団に「指導者」として登録している者。
- ② スポーツ少年団の理念を学習した者（令和元（2019）年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者またはスタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者）

(2) 団員（選手）

- ① 日本スポーツ少年団に「団員」として登録している小学6年生以下の者。

(3) その他（マネージャー・チーム関係者）

日本スポーツ少年団に「指導者」「役員」「スタッフ」または「団員」として登録している者。

今年度の講習会実施予定

スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会

- | | | |
|---------|-----------------------------|---------------|
| ① 銚田市 | 8月 2日（土）とくしゅくの杜 | 会議室 |
| ② つくば市① | 8月 9日（土）つくば市役所 | 201会議室 |
| ③ 笠間市 | 8月10日（日）笠間市役所本庁 | 会議室 |
| ④ 水戸市 | 8月23日（土）アダストリアみとアリーナ | 2階会議室 |
| ⑤ 那珂市 | 8月23日（土）総合センターらぽーる | 研修室 |
| ⑥ 鹿嶋市 | 9月 7日（日）鹿嶋市大野公民館 | 会議室 |
| ⑦ 牛久市 | 9月20日（土）牛久運動公園武道館 | 武道場 |
| ⑧ 坂東市 | 9月20日（土）岩井公民館風の砦 | 会議室 |
| ⑨ 茨城町 | 9月21日（日）茨城町駒場庁舎 | 2階会議室 5-1・5-2 |
| ⑩ 筑西市 | 9月23日（火）ザ・ヒロサワ・シティ体育館 | 研修室 |
| ⑪ 桜川市 | 10月26日（日）桜川市生涯学習センター「さくらす」 | 1階会議室 |
| ⑫ 守谷市 | 11月 1日（土）もりや学びの里講座研修室 | |
| ⑬ 取手市 | 11月 9日（日）TAC 取手グリーンスポーツセンター | 研修室 |
| ⑭ 土浦市 | 11月15日（土）新治地区公民館 | 集会室 |
| ⑮ つくば市② | 1月17日（土）つくば市役所 | 201会議室 |

スポーツ少年団関係大会での指導者資格について

関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会茨城県大会及び茨城県スポーツ少年団スポーツ大会ミニバスケットボール大会において、指導者として参加できるのは、下記①と②の要件を両方満たしている者です。

- ① スポーツ少年団の理念を学んでいること
- ② 下記 3 つの資格のうち、1 つ以上の資格を保有していること
 - ・日本スポーツ協会公認指導者資格（登録番号：7桁の数字）
 - ・前年度日本スポーツ協会公認指導者資格養成講習会を受講終了し、受講番号（223SC○○○○○）を持っている
 - ・J B A 公認指導者資格（C 級以上）

○指導者として参加申込できる事例

～パターン①～

- ・スポーツ少年団登録システムにおいて、認定員資格（08K○○○○○）が登録されている
 - スポーツ少年団の理念を学んでいるため①を満たす。
- ・日本スポーツ協会公認指導者資格（登録番号：7桁の数字）を保有している
 - 指導者資格を保有しているため②を満たす

～パターン②～

- ・前年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会を受講終了し、受講番号（223SC○○○○○）を保有している
 - スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格はスポーツ少年団の理念を学んだ指導者として認定される資格であるため、上記①と②を満たす。

～パターン③～

- ・スポーツ少年団登録システムにおいて、認定員資格（08K○○○○○）が登録されている
 - スポーツ少年団の理念を学んでいるため①を満たす
- ・JBA 公認指導者資格（C 級以上）（登録番号 9桁の数字）を保有している
 - 指導者資格を保有しているため②を満たす。

×指導者として登録できない事例

～パターン①～

- ・スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格を除く日本スポーツ協会公認指導者資格（登録番号：7桁の数字）を保有している
- スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格以外はスポーツ少年団の理念を学ぶ資格ではないため、上記①の資格を満たせない。なお、旧認定員資格からスポーツコーチングリーダーに資格移行した者は①と②を満たす

～パターン②～

- ・JBA 公認指導者資格（C 級以上を含む）のみ保有している
- JBA 公認指導者資格（C 級以上を含む）はスポーツ少年団の理念を学んでいる資格ではないため①を満たせない。